



埼玉県報

第 3080 号
平成 31 年(2019 年)
2 月 15 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）
- 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域総務課）

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数（国保医療課）
- 美里第二土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 荒木郷地裏土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 旭土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）

正誤

- 埼玉県規則第 2 号中訂正（青少年課）

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第十五条第二号」を「第十八条第二号」に改め、同項第二号中「第十五条第三号」を「第十八条第三号」に改め、同項第三号中「第十五条第四号」を「第十八条第四号」に改め、同項第四号中「第十五条第十号」を「第十八条第十号」に改め、同項第五号中「第十五条第十一号」を「第十八条第十一号」に改め、同項第六号中「第十五条第十六号」を「第十八条第十六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月15日

埼玉県公安委員会委員長 齋 藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第 1 号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 蕨警察署の項中「笹目橋交番」を「笹目交番」に、「美笹交番」を「美女木交番」に改める。

附 則

この規則中「美笹交番」を「美女木交番」に改める改正規定は平成31年3月6日から、「笹目橋交番」を「笹目交番」に改める改正規定は平成31年3月16日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百十九号

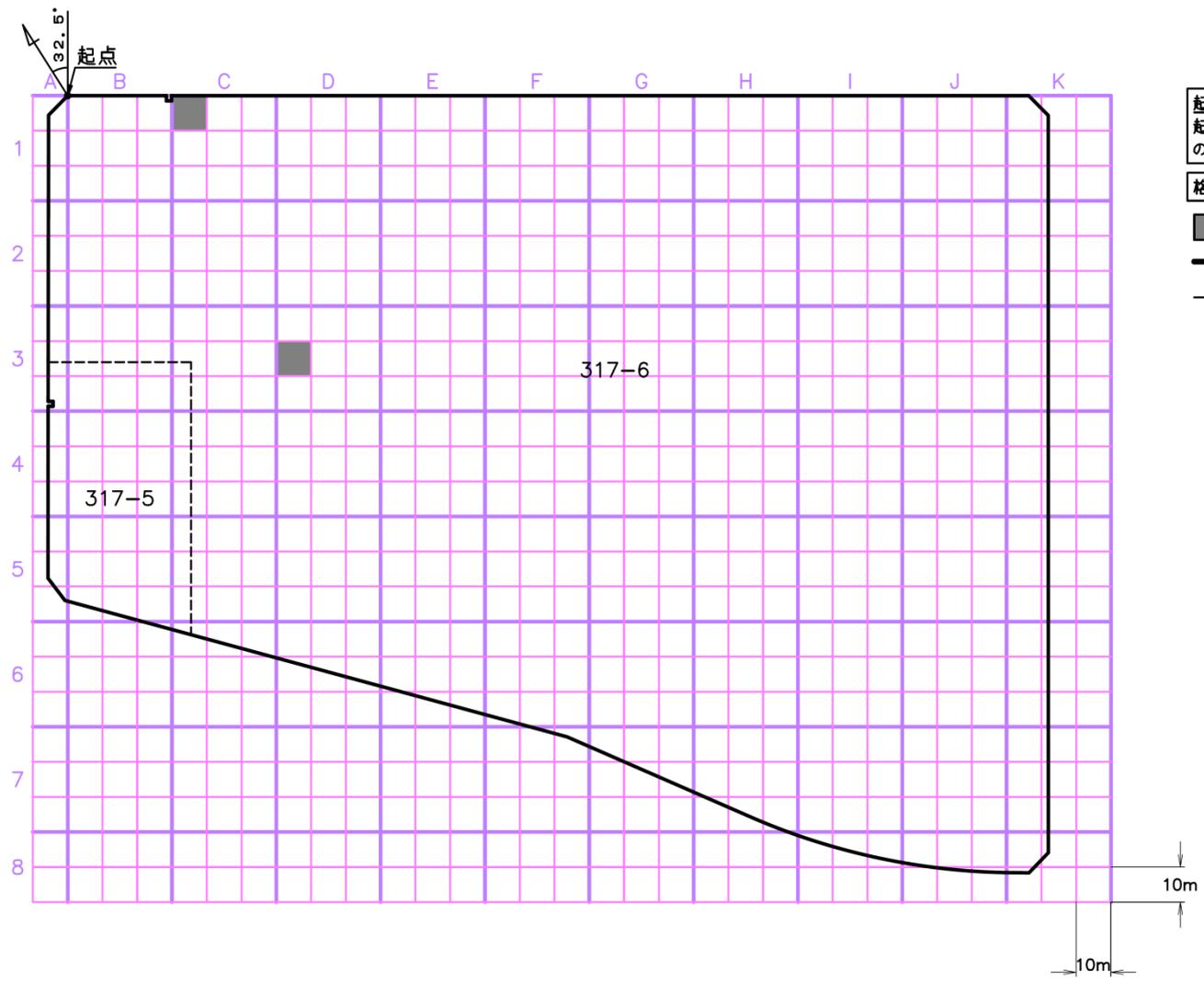
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県加須市豊野台一丁目三百十七番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



起点
起点は埼玉県加須市豊野台一丁目317番6
の最北端とする

格子の回転角度 32.5°

- 形質変更時要届出区域に指定する区域
- 敷地境界
- - - 地番境界

告 示

埼玉県告示第百二十号

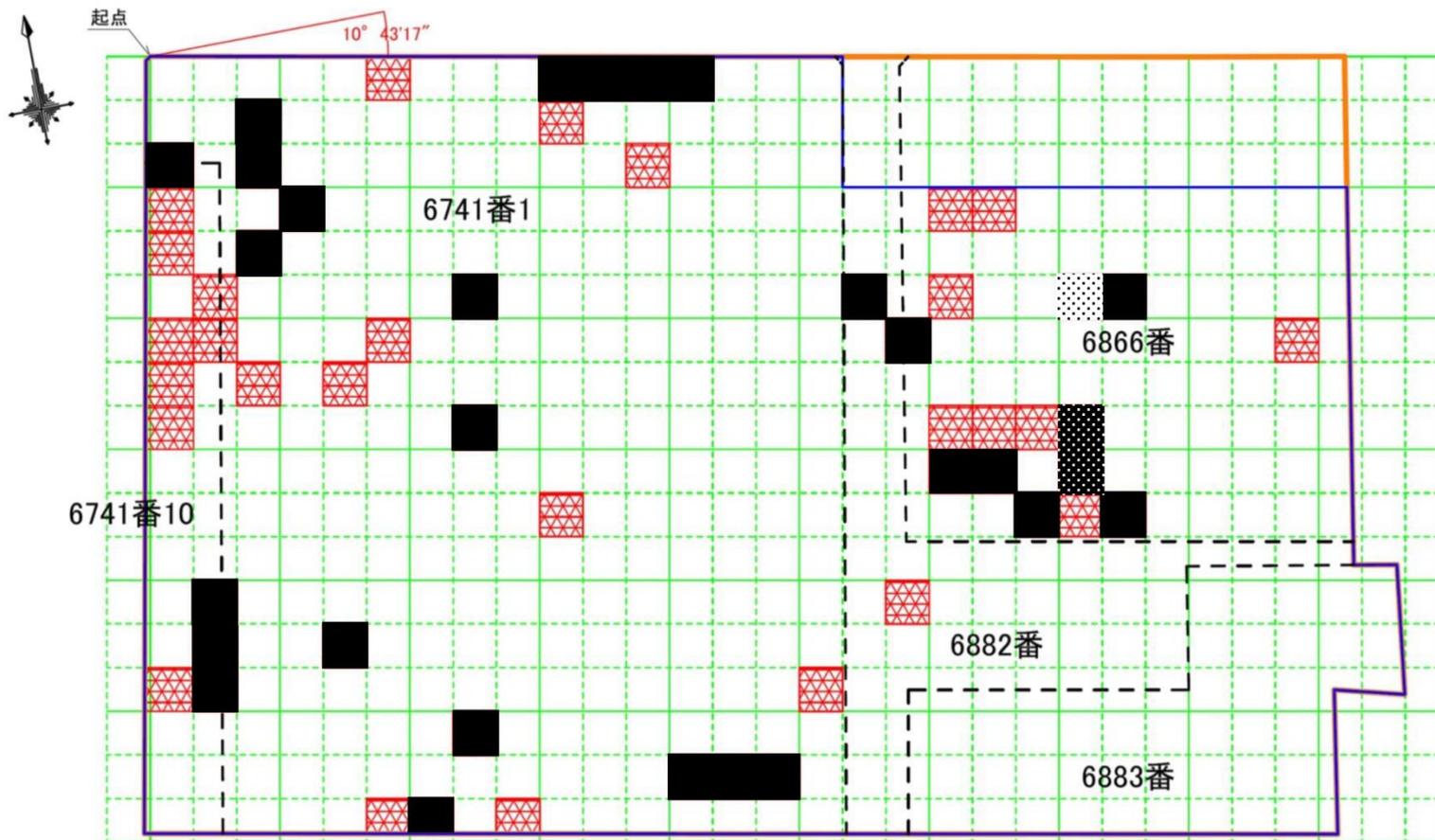
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第百二十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市新曾南三丁目六千八百六十六番の一部、六千八百八十二番の一部、四丁目六千七百四十一番一の一部、六千七百四十一番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



0 5m 10m 20m 30m

 : 敷地境界線

 : 調査対象範囲

 : 形質変更時要届出区域

 : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

 : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域(セレン及びその化合物のみ解除)

 : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域(ふっ素及びその化合物のみ解除)

起点

起点の場所：調査対象地の最北端とする。

起点の位置：埼玉県戸田市四丁目6741番1の敷地境界の最北端である。

格子の回転角度：10度43分17秒

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第百二十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）
 第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項
 及び第六項の規定に基づき、平成三十一年度国民健康保険事業費納付金の算定に用
 いる数を次のとおり定めた。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

係	数	数	値
医療費指数反映係数			一
一般納付金所得係数			一・一二三五六三八五九六九四七
一般納付金基礎額調整係数			一・〇八五六九一四一六二〇五八
後期高齢者支援金等納付金所得係数			一・一一六八九八六六九四三一九
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数			〇・九九九九九九九九四〇八
介護納付金納付金所得係数			一・一一八八一〇九四九三三四
介護納付金納付金基礎額調整係数			〇・九九九九九九九九八四〇七八

告示

埼玉県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一
同	中島邦宜	同 白石千二百七番地一
同	高橋忠弘	同 猪俣七百八十三番地
同	鈴木昭治	同 三千百五十四番地
同	金子延行	同 四十七番地
同	江黒敏憲	同 千百六十六番地
同	寺尾海女子	同 二千三百六十三番地
同	山田雄一	同 二千百七十二番地
同	曳間義弘	同 二千二百三十六番地
同	卜部俊夫	同 二千四百九番地
同	塩原浩	同 白石二千百五十二番地
同	島村和幸	同 千五百五十五番地一
同	飯島清哲	同 中里四百九番地
同	飯島茂雄	同 同 八十七番地二
監事	根岸上	同 猪俣二千百五十九番地
同	大澤健一	同 白石千五百九十四番地一
同	関口正美	同 中里五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一
同	高橋忠弘	同 猪俣七百八十三番地
同	鈴木昭治	同 三千百五十四番地
同	木田耕太郎	同 四百六十七番地一
同	江黒敏憲	同 千百六十六番地
同	卜部三郎	同 二千三百六十八番地

告 示

埼玉県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒木郷地裏土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	野 口	洋 埼玉県行田市荒木三千六百二十九番地一

告示

埼玉県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旭土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	進 通 光之助	埼玉県吉川市大字下内川千六百八十八番地
同	森 田 保	同 同 上内川千三百八十四番地一
同	岡 田 嘉 男	北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地
同	新 井 種 男	吉川市大字川藤二千四百九番地
同	齊 藤 忠 男	同 同 八子新田七百五十五番地
同	岡 野 種 嗣	同 同 南広島千五十番地
同	鈴木 庄 次	同 同 川藤七百九十七番地
同	鈴木 武	同 同 千八百七十二番地二
同	石川 幸 司	北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十一番地
監事	森 田 忠 行	吉川市大字南広島二千八番地
同	染 谷 信 行	同 同 上内川千四百九十二番地
同	山 崎 隆 彦	北葛飾郡松伏町大字下赤岩八十番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	進 通 光之助	埼玉県吉川市大字下内川千六百八十八番地
同	森 田 保	同 同 上内川千三百八十四番地一
同	岡 田 嘉 男	北葛飾郡松伏町大字田島九百五十六番地
同	新 井 種 男	吉川市大字川藤二千四百九番地
同	齊 藤 忠 男	同 同 八子新田七百五十五番地
同	岡 野 種 嗣	同 同 南広島千五十番地
同	鈴木 庄 次	同 同 川藤七百九十七番地
同	山 崎 宏 保	同 同 三百十二番地二
同	染 谷 忠 三	北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百九十四番地一
監事	田 中 潔	吉川市大字南広島百八番地
同	岡 田 悦 夫	同 同 上内川千七百二十五番地

同

澤田

孝

同

北葛飾郡松伏町大字下赤岩五百六十三番地

告 示

埼玉県告示第百二十五号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再現測量（三級基準点測量一点、四級基準点測量一点）

三 作業地域

川越市旭町地内

四 作業期間

平成三十一年二月十二日から平成三十一年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第百二十六号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再設測量（三級基準点測量一点）

三 作業地域

川越市石原町二丁目

四 作業期間

平成三十一年二月十日から平成三十一年四月二十日まで

告 示

埼玉県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

松伏町

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十二月二十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号、平成元年埼玉県告示第千五百四十二号、平成二年埼玉県告示第千二百八十九号、平成八年埼玉県告示第四百六十四号、平成十年埼玉県告示第四百十三号、平成十年埼玉県告示第九百五十四号、平成十二年埼玉県告示第三百七十三号、平成十三年埼玉県告示第五百十三号及び平成二十三年埼玉県告示第四百一号の事業地に、松伏町大字松伏字深町、字柳町及び字沼端並びに大字田島字中東を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号、平成元年埼玉県告示第千五百四十二号、平成二年埼玉県告示第千二百八十九号、平成八年埼玉県告示第四百六十四号、平成十年埼玉県告示第四百十三号、平成十年埼玉県告示第九百五十四号、平成十二年埼玉県告示第三百七十三号、平成十三年埼玉県告示第五百十三号及び平成二十三年埼玉県告示第四百一号の事業地に、松伏町大

字松伏字深町、字柳町及び字沼端並びに大字田島字中東を加える。

告 示

埼玉県告示第百二十八号

吉川市から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十九号

吉川市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により狭山市から狭山都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 地 先 ま で</p>	<p>鴻 巣 市 大 字 上 谷 字 郡 田 一 四 二 九 番 二 地 先 か ら 同 市 大 字 上 谷 字 郡 田 一 四 三 〇 番</p>	<p>区 間</p>
<p>一 〇 ・ 六 〇 〇 〇 ・ 二 四</p>	<p>八 ・ 三 〇 〇 ・ 九 ・ 六 五</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>五 四 ・ 〇 〇</p>		<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先から同地先まで	鴻巣市大字屈巣字千本木三四一二番二	区 間
一一・一三〇十二・二七	九・二四〇九・三一	敷地の幅員 (メートル)
二四・七〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	鴻巣市生出塚一丁目七三一 番一〇地先	区 間
一一・九九〇 ～一二・〇六	一一・〇七〇 ～一一・四五	敷地の幅員 (メートル)
一九・六〇		延長 (メートル)
		備 考

正 誤

埼玉県規則第二号（平成三十一年二月八日第三千七十八号）中訂正

ページ 行

二 後ろから一

誤

される第3条

正

1項各号に掲げる営業を行う場所

される第3条